魚津市告示第150号

魚津市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年12月22日

魚津市長 村椿 晃

魚津市経営継承·発展等支援事業費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、魚津市経営継承・発展等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、経営継承・発展等支援事業実施 要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。 以下「実施要綱」という。)において使用する用語の例による。

(補助金の交付)

第3条 市長は、実施要綱及び担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付 要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知 )に基づいて、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保する ため、担い手から経営を継承し、発展させるための取組を行う経営体に補 助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、魚津市で農業経営をしている者で、実施要綱別記1 経営継承・発展支援事業(以下「実施要綱別記1」という。)第1の3の 要件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費及び補助率は、実施要綱別記1第1の4の規定による ものとする。

(取組承認申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。
  - (1) 取組承認申請書(実施要綱別記1-様式第1号)

- (2) 経営発展計画(実施要綱別記1-様式第2号)及び別表に掲げる 資料
- (3) 経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト(「経営継承・発展等支援事業」実施に関する交付規則(令和3年4月12日一般社団法人全国農業会議所制定様式第1号)別記1-様式第12号)
- (4) 配分基準表(実施要綱別記1-別表2)に基づく点数付与に関する根拠資料

(取組承認決定)

- 第7条 市長は、前条に規定する承認申請があったときは、その内容を審査 し、取組承認の可否を決定し、その結果を魚津市経営継承・発展支援事業 に係る取組(変更)承認・不承認通知書(様式第1号)により当該申請者 へ通知するものとする。
- 2 前項の規定により承認を受けた者(以下「承認事業者」という。)は、 やむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手しよう とするときは、交付決定前着手届(様式第2号)を市長に提出しなければ ならない。この場合において、当該承認事業者は、当該交付の決定を受け るまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によっ て生じた損失等は、自らの責任とすることを了承の上行うものとする。

(交付申請)

第8条 承認事業者は、速やかに魚津市経営継承・発展支援事業費補助金(変更)交付申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(交付決定等)

第9条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査 し、補助金の交付の可否を決定し、魚津市経営継承・発展支援事業に係る (変更)交付・不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する ものとする。

(取組変更承認申請及び交付変更申請)

- 第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第7条の規定により承認を受けた事業計画について、次のいずれかの変更が生じる場合は、取組承認申請書(実施要綱別記1ー様式第1号)及び魚津市経営継承・発展支援事業費補助金(変更)交付申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。
  - (1) 事業内容の追加、中止又は廃止
  - (2) 事業目的の変更
  - (3) 事業費の30%を超える増又は補助金の増
  - (4) 事業費又は補助金の30%を超える減
- 2 市長は、前項に規定する取組変更申請があったときは、その内容を審査

し、その結果を魚津市経営継承・発展支援事業に係る取組(変更)承認・ 不承認通知書(様式第1号)及び魚津市経営継承・発展支援事業に係る( 変更)交付・不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者へ通知す るものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、経営発展計画に記載された取組が完了したときは、 実績報告書(実施要綱別記1-様式第8号)を、市長へ提出するものとす る。

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市経営継承・発展支援事業に係る額の確定通知書(様式第5号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が実施要綱別記1第2の1の(8)に掲げる事項に該当する場合は、その者に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該補助金の全部若しくは一部を交付しないものとする。

(整備した機械装置等の管理運営等)

- 第14条 交付決定者は、本補助金により整備した単価50万円(消費税及び地方消費税を含む金額)以上の機械装置等(以下「処分制限財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数表に相当する期間に準じた処分制限期間が存在するため、次により常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に則して最も効率的な運用を図るなど、適正に管理運営しなければならない。
  - (1) 処分制限財産の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え 置くこと。
  - (2) 処分制限財産の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、適宜管理運営日誌又は利用簿等の作成、整備及び保存をすること。
- 2 交付決定者は、その整備した処分制限財産について、処分制限期間内に 財産処分の必要がある場合や災害を受けた場合は、補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に準じた財産 処分として、実施要綱別記1第4の2及び3に基づき、適切な申請手続き を行うものとする。

(細則)

第15条 この要綱に定めのないものについては、市長が別に定めるものとす

る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 別表(第6条関係)

応募時提出資料一覧

1 補助対象者が個人事業主の場合

書類		注意点				
個人事業の開業・廃	税務申告	必須 (申請者の先代事業者分)				
業等届出書(写し)	書類	・事業の引継ぎを受けた先の住所及び氏				
		名の記載があること。				
		・収受日付印が押印(税務署においてe-				
		Taxにより申告した場合は、受付日時				
		が印字)されていること。				
・継承時点の所得税	税務申告	必須 (申請者の先代事業者分)				
確定申告書第一表	書類	・収受日付印が押印(税務署においてe-				
及び第二表(写し		Taxにより申告した場合は、受付日時				
)		が印字) されていること。自宅からe-				
・継承時点の所得税		Taxにより申告した場合は、「受信通				
青色申告決算書(		知(メール詳細)」を提出すること。				
写し)						
所得税の青色申告承	税務申告	必須 (申請者分)				
認申請書 (写し)	書類	・収受日付印が押印(税務署においてe-				
		Taxにより申告した場合は、受付日時				
		が印字) されていること。自宅からe-				
		Taxにより申告した場合は、「受信通				
		知(メール詳細)」を提出すること。				
家族経営協定(写し	任意様式	家族農業経営の場合				
)						

## 2 補助対象者が法人の場合

書類		注意点			
履歴事項全部証明書	登記事項	任意組織以外の場合			
(写し)	証明書				
定款又は組織及び運	任意様式	任意組織の場合			
営についての規約					
(写し)					
・継承時点の法人税	税務申告	必須(補助対象者分又は先代事業者から			
確定申告書別表一	書類	その経営に関する主宰権の移譲を受ける			
(写し)		と同時に農業経営の法人化を行った場			

・継承時点の損益計 算書(写し)		合にあっては補助対象者の先代事業者分)
		・収受日付印が押印(税務署においてe- Taxにより申告した場合は、受付日時
		が印字)されていること。事務所など
		からe-Taxにより申告した場合は、「 受信通知(メール詳細)」を提出する
		د المراقع المر المراقع المراقع
法人税の青色申告承	税務申告	先代事業者からその経営に関する主宰
認申請書 (写し)	書類	権の移譲を受けると同時に農業経営の法
		人化をし、法人税法(昭和40年法律第34
		号) 第122条第1項に規定する青色申告
		の承認申請を行っている場合
		・収受日付印が押印(税務署においてe-
		Taxにより申告した場合は、受付日時
		が印字)されていること。事務所など
		からe-Taxにより申告した場合は、「
		受信通知(メール詳細)」を提出する
		こと。

様式第 1 号 (第 7 条、第 10 条関係) 魚津市指令 第 号

> 住所 取組主体名

魚津市経営継承・発展支援事業に係る取組(変更)承認・不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記の事業については、下記計画を(変更)承認・不承認したので魚津市経営継承・発展支援事業費補助金交付要綱第7条第1項(変更の場合は第10条第2項)に基づき、通知します。

年 月 日

魚津市長

記

1 承認します。

(変更)承認した事業計画 別紙「経営発展計画(写)」のとおり。

※変更申請の場合は記入(当初事業計画の承認)年月日付け第号(補助金交付決定)年月日付け第号

2 承認しません。
 承認しない理由

魚津市長

あて

住所

氏名

## 交付決定前着手届

年 月 日付け魚津市指令 第 号で承認された事業について早急に着手したいので、魚津市経営継承・発展支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、交付決定前着手届を提出します。

記

1 事業内容
--------

2 実施時期				
着手予定	年	月	日	

月

日

年

3 事前着手を必要とする理由

## 4 条件

完了予定

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等のあらゆる事由によって実施した本事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、申請者が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

様	式第	3	문	( 笙	8	条	笛	1.0	条	盟	僫	)
14	エリカコ	$\cdot$	, ,	\ '7.7	$\circ$		'7.7	10	$\sim$		1717	,

年 月 日

魚津市長

あて

住所

氏名

魚津市経営継承·発展支援事業費補助金(変更)交付申請書

魚津市経営継承・発展支援事業費補助金交付要綱第8条(変更交付申請の場合は第10条第1項)の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

( 変				円
※変更申請の場合は記入				
(当初事業計画の承認)	年	月	日付け 第	号
(当初交付申請額)			円	

様式第 4 号 (第 9 条、第 10 条関係) 魚津市指令 第 号

住所 取組主体名

無津市経営継承・発展支援事業に係る (変更)交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで(変更)交付申請のあった標記の事業については、魚津市経営継承・発展支援事業費補助金交付要綱第9条(変更交付決定の場合は第10条第2項)に基づき、下記のとおり(変更)交付決定したので通知します。

年 月 日

魚津市長

記

1 交付します。

補助金(変更)交付決定額 四

※変更申請の場合は記入

 (当初事業計画の承認)
 年 月 日付け 第 号

 (補助金交付決定)
 年 月 日付け 第 号

交付しません。
 交付しない理由

様式第 5 号 (第 12 条関係) 魚津市指令 第 号

住所

取組主体名

魚津市経営継承・発展支援事業に係る額の確定通知書

年 月 日付けで取組完了報告のあった標記の事業については、魚津市経営継承・発展支援事業費補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

年 月 日

魚津市長

記

補助金交付確定額 円